

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-116 緊急自動車</p> <p>7-116-1 装備要件</p> <p>(1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び9-12 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。(保安基準第49条第1項関係)</p> <p>(2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し7-116-2 (2) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第49条第2項関係)</p> <p>7-116-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 緊急自動車に備える警光灯は、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前方300mの距離から点灯を確認できる赤色のものでなければならない。 この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。(保安基準第49条第1項関係、細目告示第75条第1号関係、細目告示第153条第1号)</p> <p>(2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第49条第2項関係)</p> <p>① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第75条第3号関係、細目告示第153条第3号) ア 警察自動車 イ 檢察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であって緊急の出動の用に供するもの ウ 刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車 エ 入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車 オ 在宅傷病者緊急往診用自動車 カ 公公用応急作業自動車 キ 海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取扱われる自動車 ク 不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車</p> <p>② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。(細目告示第75条第4号関係、細目告示第153条第4号関係)</p> <p>7-116-3 欠番</p> <p>7-116-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-116-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第58条第1項関係)</p> <p>7-116-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第58条</p>	<p>8-116 緊急自動車</p> <p>8-116-1 装備要件</p> <p>(1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、8-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び9-12 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。(保安基準第49条第1項関係)</p> <p>(2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し8-116-2 (2) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第49条第2項関係)</p> <p>8-116-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 緊急自動車に備える警光灯は、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前方300mの距離から点灯を確認できる赤色のものでなければならない。 この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。(保安基準第49条第1項関係、細目告示第231条第1号)</p> <p>(2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第49条第2項関係)</p> <p>① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第231条第3号関係)</p> <p>ア 警察自動車 イ 檢察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であって緊急の出動の用に供するもの ウ 刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車 エ 入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車 オ 在宅傷病者緊急往診用自動車 カ 公公用応急作業自動車 キ 海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取扱われる自動車 ク 不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車</p> <p>② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。(細目告示第231条第4号関係)</p> <p>8-116-3 欠番</p> <p>8-116-4 適用関係の整理</p> <p>7-116-4の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>第1項関係)</p> <p>7-116-5-1 装備要件</p> <p>(1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-5-2 (1) の基準に適合する警光灯及び9-12 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。</p> <p>(2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し7-116-5-2 (2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>7-116-5-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 緊急自動車に備える警光灯は、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前方150mの距離から点灯を確認できる赤色のものでなければならない。 この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>(2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 警察自動車 イ 檢察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛省用自動車であって緊急の出動の用に供するもの ウ 刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車 エ 入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車 オ 在宅傷病者緊急往診用自動車 カ 公公用応急作業自動車 キ 海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取扱われる自動車 ク 不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車 <p>② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。</p>	